



2024年10月15日現在

商 品 名	女性・若者・シニア創業サポート融資 ブルーム Plus 2.0
ご 利 用 い だ け る 方	以下の条件をすべて満たす当金庫営業地区内（多摩地区およびその周辺）の法人・個人の方 ・東京都内で新たに事業を始める方または事業開始後5年未満の方 ※女性の場合、事業開始後7年未満の方 ・女性、若者（39歳以下）、シニア（55歳以上）のいずれかに該当*する方 ※ 法人の場合は代表者がいずれかに該当することが必要 ・東京都信用金庫協会が行う「女性・若者・シニア創業サポート2.0」の地域創業アドバイザーによる事業計画評価を実施し「事業評価シート」の発行を受けている方 ・当金庫以外の金融機関で「女性・若者・シニア創業サポート事業」「女性・若者・シニア創業サポート2.0」を利用したことがない方 ・創業規模が中小企業基本法（1963年法律第154号）第2条に規定する「中小企業者の範囲」に合致し、大企業が実質的に経営を支配していない方 ・公序良俗に問題のある事業、風俗営業を営んでいない方 ・現在かつ将来にわたって暴力団等の反社会的勢力に該当しない方
お 使 い み ち	運転資金または設備資金 （地域の需要を支えるなど、地域に根ざした事業を興すために必要な資金） （他の借入金の借換えを目的としたものは不可）
ご 融 資 限 度 額	1,500万円（ただし、運転資金のみの場合は750万円） 〔女性の場合〕2,000万円（ただし、運転資金のみの場合は1,000万円）
ご 利 用 期 間	10年以内（元金返済据置期間36ヵ月以内含む）
ご 融 資 利 率	年1.0%（固定金利）
ご 返 済 方 法	毎月元利均等返済または毎月元金均等返済
保 証 人	〔法人のお客さま〕必要となる場合がある 〔個人事業主のお客さま〕不要
担 保	不要
ご 用 意 いた だ く 書 類	・事業計画書（「東京都女性・若者・シニア創業サポート2.0」所定の形式） ・既に開業している場合は、開業後全期間の決算書（確定申告書）と直近の試算表等、 「開業届」「商業登記簿謄本」「履歴事項全部証明書」等、開業日が特定できる書類 ・その他当金庫が必要とする書類
そ の 他	・本融資は、募集金額・募集期間に限りがありますのでご注意ください。 ・お借入れ後、「女性・若者・シニア創業サポート2.0」に基づく「地域創業アドバイザーの経営サポート」を受けることができます。 ・当金庫のご融資金額が一定額以上の場合には、当金庫に出資していただき会員になっていただく必要がございます。当金庫の地区、出資の条件等詳しくはお問い合わせください。 ・現在のご融資利率、ご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。 ・お申込みに際しましては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。